

天理市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月天理市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

天理市議会議長 榎 堀 秀 樹

天理市議会規程第2号

様式第1号、様式第11号及び様式第17号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の天理市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づき作成されている開示請求書等の用紙は、改正後の天理市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規程の施行の際現に改正前の規程の規定に基づき提出されている開示請求書等は、改正後の規程の規定に基づき提出されたものとみなす。